

香川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 7月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第43号

香川県行政組織規則の一部を改正する規則

香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第8条 略</p> <p>産業政策課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>中小企業等経営強化法</u>（平成11年法律第18号）の施行に関すること（経営支援課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(6)～(15) 略</p> <p>企業立地推進課 略</p> <p>経営支援課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>中小企業等経営強化法</u>の施行に関すること（経営革新計画に係るものに限る。）。</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>労働政策課 略</p>	<p>第8条 商工労働部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>産業政策課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u>（平成11年法律第18号）の施行に関すること（経営支援課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(6)～(15) 略</p> <p>企業立地推進課 略</p> <p>経営支援課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u>の施行に関すること（経営革新計画に係るものに限る。）。</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>労働政策課 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。